

(別添)

セーフティネット支援対策等事業実施要綱の新旧対照表

改 正 後	現 行
セーフティネット支援対策等事業の実施について (別紙)	セーフティネット支援対策等事業の実施について (別紙)
セーフティネット支援対策等事業実施要綱 1 (略) 2 (略) 3 事業の種類 実施主体は、地域の実情に応じて、次に掲げる事業を実施するものとする。 (1) ~ (2) (略) (3) 地域福祉増進事業 地域社会の支えを必要とする要援護者の自立・就労を支援するため、福祉サービスの利用援助や苦情解決、低所得世帯等を対象とした資金の貸付け、福祉人材の養成・確保、さらに住民が相互に支え合う地域づくりの支援等により、地域社会におけるセーフティネット機能を整備する事業。	セーフティネット支援対策等事業実施要綱 1 (略) 2 (略) 3 事業の種類 実施主体は、地域の実情に応じて、次に掲げる事業を実施するものとする。 (1) ~ (2) (略) (3) 地域福祉増進事業 地域社会の支えを必要とする要援護者の自立・就労を支援するため、福祉サービスの利用援助や苦情解決、低所得世帯等を対象とした資金の貸付け、福祉人材の養成・確保、さらに住民が相互に支え合う地域づくりの支援等により、地域社会におけるセーフティネット機能を整備する事業。

(改正後)

(現行)

<p>ア 地域福祉基盤整備事業</p> <p>(ア) ~ (エ) (略)</p> <p>(オ) 社会福祉法人指導監督事業</p> <p>適正な法人運営と円滑な社会福祉事業の経営の確保を図るため、都道府県 又は市が社会福祉法第56条第1項の規定に基づき実施する指導監査。</p> <p>(カ) ~ (ク) (略)</p> <p>イ 地域福祉基盤整備事業</p> <p>(ア) 日常生活自立支援事業 (削除)</p> <p>(ア) 生活福祉資金貸付事業 (略)</p> <p>(イ) 運営適正化委員会設置運営事業 (略)</p>	<p>ア 地域福祉基盤整備事業</p> <p>(ア) ~ (エ)</p> <p>(オ) 社会福祉法人指導監督事業</p> <p>適正な法人運営と円滑な社会福祉事業の経営の確保を図るため、都道府県、指 定都市又は中核市が社会福祉法第56条第1項の規定に基づき実施する指導監 査。</p> <p>(カ) ~ (ク) (略)</p> <p>イ 地域福祉支援事業</p> <p>(ア) 日常生活自立支援事業</p> <p>認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な者が地 域において自立した生活が送れるようにするために、福祉サービスの利用援助 事業、当該事業に従事する者の資質の向上のための事業並びに福祉サービス利 用援助事業に関する普及及び啓発を行う事業。</p> <p>(イ) 生活福祉資金貸付事業 (略)</p> <p>(ウ) 運営適正化委員会設置運営事業 (略)</p>
--	---

(改正後)

(現行)

<p>ウ 地域福祉等推進特別支援事業</p> <p>「既存の制度のみでは充足できない問題」や「制度の狭間にある問題」など地域社会における今日的課題の解決を目指す先駆的・試行的取組に対する支援を行う事業。</p> <p>エ 安心生活創造事業 (削除)</p> <p>エ 安心生活基盤構築事業</p> <p>住民参加による地域づくりを通じて、誰もが安心して生活できる地域基盤を構築していくことを目的とする事業。孤立防止のための地域の実態把握と支援、社会と繋がりを持ち地域への参加を促進するための居場所づくり、日常生活を円滑に営むための見守りやちょっとした困り事等の基本的な生活支援などを実施し、さらに、分野横断的な相談支援や権利擁護の推進等の住民生活に関わる福祉関連事業をあわせて総合的に実施する事業及び認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な者が地域において自立した生活が送れるようにするために、福祉サービスの利用援助事業、当該事業に従事する者の資質の向上のための事業並びに福祉サービス利用援助事業に関する普及及び啓発を行う事業。</p> <p>オ 地域資源・人材育成支援事業</p>	<p>ウ 地域福祉等推進特別支援事業</p> <p>「既存の制度のみでは充足できない問題」や「制度の狭間にある問題」など地域社会における今日的課題の解決を目指す先駆的・試行的取組、<u>支援を必要とする人々に対する福祉活動を活性化する取組、生活不安定者に対する自立支援の取組、地域人材の活用を促進する取組</u>に対する支援を行う事業。</p> <p>エ 安心生活創造事業</p> <p><u>住み慣れた地域において安心した生活が営むことができるよう生活課題を抱えた者を早期に発見し、必要な対応を図っていくための体制整備を支援する事業。</u></p>
--	--

(改正後)

(現行)

地域におけるインフォーマル活動の機能強化を図るため、N P O 等のインフォーマルな福祉の担い手や地域福祉のコーディネーター等の人材育成、活動の場に関する情報提供等を実施することにより、インフォーマルサービスの持続的な活動環境を整備する事業。

また、今後の大規模災害に備え、災害時の支援の需要と供給をマッチングするコーディネーターの養成や、迅速な災害ボランティアセンターの設置・運営体制を構築するための平常時の連携体制の構築等を実施する事業。

カ ひきこもり対策推進事業

ひきこもり本人や家族等からの相談等の支援を行う「ひきこもり地域支援センター」を整備し、また、ひきこもりサポーターを養成・派遣することで、地域におけるひきこもり対策の総合的な支援体制を確保する取組を推進し、ひきこもり本人の自立の推進、本人及び家族等の福祉の増進を図る事業。

キ (略)

(4) (略)

(5) 生活困窮者自立促進支援モデル事業

生活困窮者が困窮状態から早期に脱却することを支援するため、本人の状態に応じた包括的な相談支援等を実施するとともに、地域における自立・就労支援等の体制を構築することにより、生活困窮者支援の制度化に寄与することを図る事業。

才 ひきこもり対策推進事業

ひきこもり本人や家族等からの相談等の支援を行う「ひきこもり地域支援センター」を整備し、地域におけるひきこもり対策の総合的な支援体制を確保する取組を推進し、ひきこもり本人の自立の推進、本人及び家族等の福祉の増進を図る事業。

カ (略)

(4) (略)

(改正後)

(現行)

<p>(6) (略)</p> <p><u>(7) 寄り添い型相談支援事業</u></p> <p><u>生きにくさ、暮らしにくさを抱える人々に対し、いつでも電話による相談を受けて悩みを傾聴するとともに、必要に応じ、面接相談や同行支援を実施して具体的な問題解決に繋げる事業。</u></p> <p>4 事業の実施</p> <p>各事業の実施は次によること。ただし、「介護福祉士等修学資金貸付事業」、「生活福祉資金貸付事業」及び「寄り添い型相談支援事業」を除く。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 地域福祉増進事業</p> <p>ア～ク (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>ケ 運営適正化委員会設置運営事業実施要領（別添 11）</p> <p>コ 地域福祉等推進特別支援事業実施要領（別添 12）</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>サ 安心生活基盤構築事業（別添 13）</p> <p>シ 地域資源・人材育成支援事業（別添 14）</p> <p>ス ひきこもり対策推進事業実施要領（別添 15）</p> <p>セ 地域生活定着促進事業実施要領（別添 16）</p>	<p>(5) (略)</p> <p>4 事業の実施</p> <p>各事業の実施は次によること。ただし、「介護福祉士等修学資金貸付事業」、「生活福祉資金貸付事業」を除く。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 地域福祉増進事業</p> <p>ア～ク (略)</p> <p><u>ケ 日常生活自立支援事業実施要領（別添 11）</u></p> <p><u>コ 運営適正化委員会設置運営事業実施要領（別添 12）</u></p> <p><u>サ 地域福祉等推進特別支援事業実施要領（別添 13）</u></p> <p><u>シ 安心生活創造事業実施要領（別添 14）</u></p> <p>ス ひきこもり対策推進事業実施要領（別添 15）</p> <p>セ 地域生活定着促進事業実施要領（別添 16）</p>
---	--

(改正後)

(現行)

(4) 社会的包摶・「絆」再生事業実施要領（別添17）	(4) 社会的包摶・「絆」再生事業実施要領（別添17）
<u>(5) 生活困窮者自立支援促進モデル事業（別添18）</u>	
<u>(6) 中国残留邦人等地域生活支援事業</u> ア 地域における中国残留邦人等支援ネットワーク事業実施要領（別添19） イ 身近な地域での日本語教育支援事業実施要領 (別添20) ウ 自立支援通訳等派遣事業実施要領（別添21） エ 中国残留邦人等への地域生活支援プログラム事業実施要領（別添22） オ 支援給付適正実施推進事業実施要領（別添23）	<u>(5) 中国残留邦人等地域生活支援事業</u> ア 地域における中国残留邦人等支援ネットワーク事業実施要領（別添18） イ 身近な地域での日本語教育支援事業実施要領 (別添19) ウ 自立支援通訳等派遣事業実施要領（別添20） エ 中国残留邦人等への地域生活支援プログラム事業実施要領（別添21） オ 支援給付適正実施推進事業実施要領（別添22）
5 (略)	5 (略)
(別添1) 自立支援プログラム策定実施推進事業実施要領	(別添1) 自立支援プログラム策定実施推進事業実施要領
1、2 (略)	1、2 (略)
3 事業内容 (1)～(3) (略)	3 事業内容 (1)～(3) (略)
(4) 健康管理支援事業 保健師、管理栄養士、精神保健福祉士等の保健医療福祉に専門的知識を有する者を	(4) 健康管理支援事業 保健師、管理栄養士、精神保健福祉士等の保健医療福祉に専門的知識を有する者を

(改正後)

(現行)

<p>確保し、日常生活の健康管理が困難な者に<u>計画的かつ重点的に</u>保健指導を行うことにより、これらの者の自立阻害要因の解消を図る。</p> <p>(5) 健康診査及び保健指導活用推進事業</p> <p>指定都市、中核市又は市区町村の健康増進部局が健康増進法に基づき、被保護者等に対する健康診査及び保健指導を<u>計画的かつ重点的に</u>実施する場合に、生活保護担当部局において積極的に連携・協力し、被保護者の生活習慣病の予防・改善を図る。</p> <p>(11) 居住の安定確保支援事業</p> <p>「居住の安定確保支援事業」(平成25年5月15日社援保発0515第2号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)に基づき、賃貸住宅等への入居希望者や入居者を対象に、家賃の代理納付の活用等の入居に関する支援や見守り等の日常生活支援を実施する事業。</p> <p>(12) その他の自立支援プログラム実施体制整備事業</p> <p>上記(1)から(11)までの事業以外で自立支援プログラムの実施体制の整備に関する事業。</p> <p>(別添2) 生活保護適正実施推進事業実施要領</p> <p>1 (略) 2 (略) 3 事業内容 (1) (略)</p>	<p>確保し、日常生活の健康管理が困難な者に保健指導を行うことにより、これらの者の自立阻害要因の解消を図る。</p> <p>(5) 健康診査及び保健指導活用推進事業</p> <p>指定都市、中核市又は市区町村の健康増進部局が健康増進法に基づき、被保護者等に対する健康診査及び保健指導を実施する場合に、生活保護担当部局において積極的に連携・協力し、被保護者の生活習慣病の予防・改善を図る。</p> <p>(11) その他の自立支援プログラム実施体制整備事業</p> <p>上記(1)から(10)までの事業以外で自立支援プログラムの実施体制の整備に関する事業。</p> <p>(別添2) 生活保護適正実施推進事業実施要領</p> <p>1 (略) 2 (略) 3 事業内容 (1) (略)</p>
---	--

(改正後)

(現行)

<p>(2) 生活保護適正化事業</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 認定等事務適正化事業</p> <p>(ア)～(イ) (略)</p> <p>(ウ) <u>面接相談等業務の一部について、専門的知識を有する者を専任で雇用すること等により、要保護者に対するきめ細やかな対応及び生活保護の適正実施を推進するなど実施体制の整備強化を図る。</u></p> <p>カ 警察との連携協力体制強化事業 (略)</p> <p>キ～コ (略)</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 上記3 (2) アの「生活保護特別指導監査事業」の実施に当たっては、次の事項に留意すること。</p> <p>ア 事前準備 (略)</p> <p>イ 一般指導監査</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) (ア) によるケース検討の結果、是正改善を要するケースについては、改善事項及び今後の援助方針を「ケース指導台帳」に記入し保管しておくこと。この場合、特に是正改善が求められるケースについての今後の援助方針は、現業員及び査察指導員と十分協議の上、具体的に明確にしておくこと。</p> <p>(ウ)～(エ) (略)</p>	<p>(2) 生活保護適正化事業</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 認定等事務適正化事業</p> <p>(ア)～(イ) (略)</p> <p>(ウ) <u>専任の面接相談員等を雇用することにより、他法他施策の活用も含めたきめ細かな指導援助の実施、援助困難ケースに対する指導援助体制の整備強化を図る。</u></p> <p>カ <u>行政対象暴力に対する警察との連携協力体制強化事業</u> (略)</p> <p>キ～コ (略)</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 上記3 (2) アの「生活保護特別指導監査事業」の実施に当たっては、次の事項に留意すること。</p> <p>ア 事前準備 (略)</p> <p>イ 一般指導監査</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) (ア) によるケース検討の結果、是正改善を要するケースについては、改善事項及び今後の援助方針を「ケース指導台帳」に記入し保管しておくこと。この場合、特に是正改善が求められるケースについての今後の援助方針は、現業員及び査察指導員と十分協議の上、具体的に明確にしておくこと。</p> <p><u>また、(イ) の事項別検討の結果、面接相談及び保護廃止時の指導援助が不適切である場合には、所長等幹部職員に対して指導を徹底するとともに、文書により具体的改善内容を指示すること。</u></p> <p>(ウ)～(エ) (略)</p>
---	---

(改正後)

(現行)

ウ～カ (略) (2)～(3) (略) (別添3)～(別添4) (略) (別添5) 外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業実施要領 1 目的 経済連携協定に基づき入国する外国人介護福祉士候補者（以下「候補者」という。） が円滑に就労・研修できるように、 <u>候補者を受け入れた個々の施設</u> （以下「受入施設」という。）における日本語学習及び介護分野の専門学習の支援を行う。 2 実施主体 (略) 3 事業内容 受入施設における候補者の日本語学習（日本語講師の派遣、日本語学校への通学等）、 <u>介護分野の専門知識の学習（民間業者が実施する模擬試験や介護技術講習会への参加等、学习環境の整備及び研修担当者の活動に対する支援）</u> に係る費用を助成する。 なお、候補者一人あたりの助成額は、23.5万円以内とする。 また、「セーフティネット支援対策等事業費補助金の国庫補助について」（平成19年7月24日厚生労働省発社援第0724001号厚生労働省事務次官通知）の別紙「セーフティネット支援対策等事業費補助金交付要綱」別表中「4 対象経費」欄に掲げる都道府県が行う外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業の実施に必要な経費のうち、手当については、一受入施設あたりとし、その助成額は8.0万円以内	ウ～カ (略) (2)～(3) (略) (別添3)～(別添4) (略) (別添5) 外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業実施要領 1 目的 経済連携協定に基づき入国する外国人介護福祉士候補者（以下「候補者」という。） が円滑に就労・研修できるように、 <u>受入施設</u> における日本語学習及び介護分野の専門学習の支援を行う。 2 実施主体 (略) 3 事業内容 受入施設における候補者の日本語学習（日本語学校への通学等）及び <u>介護分野の専門知識の学習（民間業者が実施する模擬試験への参加等）</u> に係る費用を助成する。 なお、候補者一人あたりの助成額は、23.5万円以内とする。
---	---

(改正後)

(現行)

とする。

4 留意事項

- (1) 受入施設において、候補者の日本語及び介護分野の専門知識等の取得状況に応じた研修（学習）計画等が策定されていることを事前に確認すること。
- (2) 本事業の実施に携わる者は、候補者のプライバシーの保持に十分配慮するとともに、業務上知り得た個人情報は、業務目的以外で他に漏らしてはならないこと。

4 留意事項

- 受入施設において、候補者の日本語及び介護分野の専門知識等の取得状況に応じた研修（学習）計画等が策定されていることを事前に確認すること。

(改正後)

(現行)

<p>(別添6)</p> <p>都道府県喀痰吸引等研修事業実施要領</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 事業内容</p> <p>(1) 介護職員に対する喀痰吸引等の研修事業</p> <p>a 第一号、第二号研修事業</p> <p>特別養護老人ホーム等施設及び居宅において喀痰吸引等業務を行う介護職員等を養成するため、都道府県単位で研修を実施する。</p> <p>研修については「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部を改正する省令」(平成23年厚生労働省令第126号)の別表第一、第二に規定する基本研修(講義、演習)及び、実地研修を行う。研修の詳細な実施方法等については、別途定める喀痰吸引等研修実施要綱(平成24年3月30日社援発0330第43号)に基づき実施し、全課程を修了した者に対しては修了証明書を都道府県知事より交付する。</p> <p>b 第三号研修事業</p> <p>障害者支援施設等において喀痰吸引等業務を行う介護職員等を養成するため、都道府県単位で研修を実施する。</p> <p>研修については「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部を改正する省令」(平成23年厚生労働省令第126号)の別表第三に規定する基本研修(講義、演習)及び、実地研修を行う。研修の詳細な実施方法等については、別途定める喀痰吸引等研修実施要綱(平成24年3月30日社援発0330第43号)に基づき実施し、全課程を修了した者に対しては修了証明書を都道府県知事より交付する。</p> <p>(2) その他の事業</p>	<p>(別添6)</p> <p>都道府県喀痰吸引等研修事業実施要領</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 事業内容</p> <p>(1) 介護職員に対する喀痰吸引等の研修事業</p> <p>a 第一号、第二号研修事業</p> <p>特別養護老人ホーム等施設及び居宅において喀痰吸引等業務を行う介護職員等を養成するため、都道府県単位で研修を実施する。</p> <p>研修については「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部を改正する省令」(平成23年厚生労働省令第126号)の別表第一、第二に規定する基本研修(講義、演習)及び、実地研修を行う。研修の詳細な実施方法等については、別途定める喀痰吸引等研修実施要綱に基づき実施し、全課程を修了した者に対しては修了証明書を都道府県知事より交付する。</p> <p>b 第三号研修事業</p> <p>障害者支援施設等において喀痰吸引等業務を行う介護職員等を養成するため、都道府県単位で研修を実施する。</p> <p>研修については「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部を改正する省令」(平成23年厚生労働省令第126号)の別表第三に規定する基本研修(講義、演習)及び、実地研修を行う。研修の詳細な実施方法等については、別途定める喀痰吸引等研修実施要綱に基づき実施し、全課程を修了した者に対しては修了証明書を都道府県知事より交付する。</p> <p>(2) その他の事業</p>
---	---

(改正後)

(現行)

<p>a 都道府県「研修実施委員会」設置促進事業 (略)</p> <p>b 指導者育成事業</p> <p>介護職員等に対するたんの吸引等の研修において指導にあたる者に対して、国の指導者講習を受講した者による事前の講習会（伝達講習）を実施する。</p> <p>c その他（略）</p> <p>5 その他</p> <p>(1) (削除)</p> <p>(1) 経理については、「4 事業内容」に掲げる区分（a、b 等の最小事業単位）ごとに管理するものとする。</p> <p>(2) 本事業終了後は、交付に係る報告書の他、別途定める様式に従って研修修了者数等について報告を行うこと。</p> <p>(別添7)</p> <p>社会福祉法人指導監督事業実施要綱</p> <p>1 目的（略）</p> <p>2 実施主体</p> <p>実施主体は、都道府県又は市とする。</p>	<p>a 都道府県「研修実施委員会」設置促進事業 (略)</p> <p>b 指導者育成事業</p> <p>介護職員に対するたんの吸引等の研修において指導にあたる者に対して、国の指導者講習を受講した者による事前の講習会（伝達講習）を実施する。</p> <p>c その他（略）</p> <p>5 その他</p> <p>(1) 别途定める研修実施要綱は、「社会福祉士及び介護福祉士法の一部を改正する法律の施行について」(平成23年1月1日社援発1111第1号厚生労働省社会・援護局長通知)に基づく喀痰吸引等研修実施要綱とする。</p> <p>(2) 経理については、「4 事業内容」に掲げる区分（a、b 等の最小事業単位）ごとに管理するものとする。</p> <p>(3) 本事業終了後は、交付に係る報告書の他、別途定める様式に従って研修修了者数等について報告を行うこと。</p> <p>(別添7)</p> <p>社会福祉法人指導監督事業実施要綱</p> <p>1 目的（略）</p> <p>2 実施主体</p> <p>実施主体は、都道府県、指定都市又は中核市とする。</p>
---	--

(改正後)

(現行)

<p>3 事業内容 社会福祉法第56条第1項の規定に基づき都道府県又は市が行う社会福祉法人に対する指導監査</p> <p>4 実施方法等 (略)</p> <p>(別添8) 社会福祉法人新会計基準研修事業実施要領</p> <p>1 目的 (略)</p> <p>2 実施主体 実施主体は、都道府県、指定都市又は中核市とする。<u>ただし、社会福祉法人新会計基準の研修事業については、事業の全部又は一部を適切な事業運営が確保できると認められる研修実施機関等に委託できるものとする。</u></p> <p>3～5 (略)</p> <p>(別添9)～(別添10) (略)</p> <p><u>(別添11)</u> (削除)</p>	<p>3 事業内容 社会福祉法第56条第1項の規定に基づき都道府県、<u>指定都市又は中核市</u>が行う社会福祉法人に対する指導監査</p> <p>4 実施方法等 (略)</p> <p>(別添8) 社会福祉法人新会計基準研修事業実施要領</p> <p>1 目的 (略)</p> <p>2 実施主体 実施主体は、都道府県、指定都市又は中核市とする。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>(別添9)～(別添10) (略)</p> <p><u>(別添11)</u> <u>日常生活自立支援事業実施要領</u></p> <p>1 目的 <u>本事業は、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な者に対して、福祉サービスの利用に関する援助等を行うことにより、地域において自立した</u></p>
--	---

(改正後)

(現行)

<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>生活が送れるよう支援することを目的とする。</u></p> <p><u>2 実施主体</u></p> <p><u>実施主体は、都道府県社協又は指定都市社協とする。ただし、実施主体は、本事業の一部を次に掲げる者に委託できるものとする。</u></p> <p><u>(1) 都道府県社協にあっては社会福祉法第109条第1項及び第2項に規定する社協、指定都市社協にあっては同条第2項に規定する社協</u></p> <p><u>(2) 社会福祉法人</u></p> <p><u>(3) 公益社団法人又は公益財団法人（特例社団法人又は特例財団法人を含む）</u></p> <p><u>(4) 実施主体が、適切な事業運営が確保できると認める一般社団法人又は一般財団法人</u></p> <p><u>(5) NPO法人</u></p> <p><u>(6) (1) から (5) までのほか、福祉サービス利用援助事業の対象者の当事者団体、家族会等で法人格を有するもの</u></p> <p><u>3 事業内容</u></p> <p><u>実施主体は、次に掲げる事業（これらの事業を総称して「日常生活自立支援事業」という。）を行う。</u></p> <p><u>(1) 社会福祉法第81条の規定に基づき都道府県社協が行うこととされている福祉サービス利用援助事業（都道府県の区域内においてあまねく福祉サービス利用援助事業が実施されるために必要な事業を含む。以下同じ。）</u></p> <p><u>(2) 指定都市社協が行う福祉サービス利用援助事業（指定都市の区域内においてあまねく福祉サービス利用援助事業が実施されるために必要な事業を含む。以下同じ。）</u></p> <p><u>(3) 社会福祉法第81条の規定に基づき都道府県社協が行うこととされている（1）の事業に従事する者の資質の向上のための事業</u></p>
--------------------	---

(改正後)

(現行)

<p><u>(削除)</u></p>	<p>(4) 指定都市社協が行う（2）の事業に従事する者の資質の向上のための事業 (5) 社会福祉法第81条の規定に基づき都道府県社協が行うこととされている（1）の事業に関する普及及び啓発 (6) 指定都市社協が行う（2）の事業に関する普及及び啓発</p> <p>4 事業の実施内容</p> <p>(1) 福祉サービス利用援助事業</p> <p>本事業は、利用者との契約に基づき、認知症や精神障害等により日常生活を営むのに支障がある者に対し、福祉サービスの利用に関する相談に応じ、及び助言を行い、並びに福祉サービスの提供を受けるために必要な手續又は福祉サービスの利用に要する費用の支払いに関する便宜を供与することその他の福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を一体的に行うものである。</p> <p>ア 事業の対象者</p> <p>本事業の対象者は、次のいずれにも該当する者とする。</p> <p>(ア) 判断能力が不十分な者（認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等であつて、日常生活を営むのに必要なサービスを利用するための情報の入手、理解、判断、意思表示を本人のみでは適切に行うことが困難な者をいう。）であること。</p> <p>(イ) 本事業の契約の内容について判断し得る能力を有していると認められる者であること。</p> <p>イ 援助の内容</p> <p>(ア) 本事業に基づく援助の内容は、次に掲げるものを基準とすること。</p> <p>a 福祉サービスの利用に関する援助</p> <p>b 福祉サービスの利用に関する苦情解決制度の利用援助</p> <p>c 住宅改造、居住家屋の賃借、日常生活上の消費契約及び住民票の届出等の</p>
--------------------	--

(改正後)

(現行)

<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>行政手続に関する援助その他福祉サービスの適切な利用のために必要な一連の援助</u></p> <p><u>(イ) (ア)に伴う援助の内容は、次に掲げるものを基準とすること。</u></p> <p>a <u>預金の払い戻し、預金の解約、預金の預け入れの手続等利用者の日常生活費の管理（日常的金銭管理）</u></p> <p>b <u>定期的な訪問による生活変化の察知</u></p> <p><u>(ウ) (ア)及び(イ)に掲げる事項についての具体的な援助の方法は、原則として情報提供、助言、契約手続、利用手続等の同行又は代行によること。</u></p> <p><u>法律行為にかかる事務に関し、本事業の目的を達成するために、本人から代理権を授与された上で代理による援助を行う場合には、契約締結審査会に諮り、その意見を踏まえて慎重に対応すること。</u></p> <p>ウ <u>契約の手続</u></p> <p><u>本事業による援助は、要援護者本人等からの申請に基づき、次の手続を経た上で行うものとする。</u></p> <p><u>なお、本事業は、初期相談の段階での対応が極めて重要であることから、要援護者本人はもとより、家族、介護支援専門員、民生委員、保健師、行政機関等からの連絡によるものも含め、多様な相談に対応できるよう必要な体制を確保すること。</u></p> <p><u>また、実施主体が行う相談の過程で、本事業による援助が困難であると認められ、契約に至らない者、成年後見制度の対象と考えられる者等については、市町村及び関係機関への連絡、成年後見制度の利用の支援等適切な対応を行うよう努めること。</u></p> <p><u>(ア) 申請の受付と判断能力等の評価・判定</u></p>
--------------------	---

(改正後)

(現行)

<p><u>(削除)</u></p>	<p>a. 申請は実施主体に対して行うものとする。</p> <p>b. 申請を受け付けた実施主体は、本人の意向を十分に尊重しつつ、かつ、家族、本人に関わりを持つ民生委員、介護支援専門員、ホームヘルパー等の協力を得て、希望する援助の内容、認知症又は障害の程度及び内容並びに判断能力の程度を把握するほか、必要に応じて本人の生活状況、経済状況等を把握するとともに、別に定める「契約締結判定ガイドライン」に基づき、本人が本事業の契約の内容について判断し得る能力の判定を行うこと。</p> <p>c. b の判定に当たり疑義が生じた場合には、契約締結審査会に諮り、その意見を踏まえて対応するものとする。</p> <p>d. 実施主体は、本事業の対象者の要件に該当しないと判断した場合には、本人にその旨を通知するものとする。</p> <p>(イ) 支援計画の作成</p> <p>a. 実施主体は、本人が本事業の対象者の要件に該当すると判断した場合には、本人の意向を確認しつつ、4の(1)のイに掲げる援助の内容のうち必要な事項、実施頻度等を記入した支援計画を作成すること。</p> <p>b. 支援計画は、本人の状況（必要となる援助の範囲及び判断能力の変化等を含む。）の確認を踏まえ、定期的に見直しを行うこと。</p> <p>(ウ) 契約の締結</p> <p>a. 実施主体は、作成した支援計画が契約内容の一部となる旨を明らかにした上で、本人にその内容を十分説明し、その了解を得た上で契約を締結すること。</p> <p>なお、4の(1)のウの(イ)のbにより、支援計画の見直しを行ったときは、契約内容の一部変更となるので留意すること。</p>
--------------------	--

(改正後)

(現行)

<p><u>(削除)</u></p>	<p>b 支援計画により行う援助の内容として、本人から代理権を授与された上で実施するものについては、本人にその旨を十分説明し、了解を得た上で、契約書に代理権の授与及びその範囲について具体的に明記すること。</p> <p>c 契約しようとする内容と本人の判断能力との関係から見て、本人の契約締結能力につき疑義が生じた場合には、契約締結審査会に諮るものとする。 その結果、契約しようとする内容につき、見直しを求められた場合には、本人の了解を得てその内容を見直すものとする。</p> <p>d 契約の締結に当たっては、本人の死亡等の事由により、契約を終了する際に預かり金等の引き渡し先が不明であること等により、混乱が生じないよう十分調整を行うよう努めること。 また、実施した援助内容については、本人の意向を踏まえてあらかじめ定めた家族等に対し、定期的に報告を行うこと。</p> <p>エ 利用料</p> <p>(ア) 本事業におけるサービスの利用料は、原則として利用者が負担するものとする。</p> <p>(イ) 実施主体は、あらかじめ標準的利用料を定めるものとするが、個別の利用料は、利用者の事情を勘案して決定しても差し支えないものとする。なお、決定した利用料は、契約書に具体的に明記すること。</p> <p>オ 運営適正化委員会への定期的な報告等</p> <p>実施主体は、社会福祉法第83条に基づき設置される運営適正化委員会に対し、4の(1)に規定する事業の実施状況（契約締結審査会による審査を含む。）について定期的に報告するほか、当該実施状況に関して運営適正化委員会が行う調査に協力するとともに、運営適正化委員会から勧告を受けたときは、これを尊重すること。</p> <p>カ 利用者のプライバシーへの配慮</p>
--------------------	---

(改正後)

(現行)

<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>本事業の実施に携わる職員及び契約締結審査会の委員は、利用者のプライバシーの保護に十分配慮するとともに、業務上知り得た秘密を漏らしてはならないこと。</u> <u>その職を退いた後も同様とする。</u></p> <p><u>(2) 福祉サービス利用援助事業に従事する者の資質向上のための事業実施主体は、5の</u> <u>(1)に掲げる専門員、生活支援員等本事業の実施のために配置する職員のほか、</u> <u>広く福祉サービス利用援助事業に従事する者の資質の向上を図るために、研修等必要な事業を実施すること。</u></p> <p><u>(3) 福祉サービス利用援助事業の普及及び啓発</u> <u>実施主体は、福祉サービス利用援助事業が周知され、福祉サービス利用援助事業の</u> <u>対象者を支援するN P O法人、団体等多様な団体が参画し、本事業が実施されるよう、</u> <u>普及及び啓発に努めること。</u></p> <p><u>5 事業の実施体制</u></p> <p><u>(1) 職員</u> ア 実施主体は、本事業の適切な運営を確保するため、次に掲げる職員を配置するものとする。 (ア) 責任者 (イ) 事業の企画及び運営に携わる職員 (ウ) 専門員 (エ) 生活支援員 イ 事業の企画及び運営に携わる職員は、次の業務を行う。 (ア) 相談業務 (イ) 契約締結審査会及び関係機関連絡会議の開催並びにこれらの組織及び運営適正化委員会に係る連絡調整に関する業務</p>
--------------------	--

(改正後)

(現行)

<p>(削除)</p>	<p><u>(ウ) 専門員の指導及び支援の業務</u> <u>(エ) 研修、調査研究及び広報啓発の業務</u> ウ 専門員は、次の業務を行う。 <u>(ア) 申請者の実態把握及び本事業の対象者であることの確認業務</u> <u>(イ) 支援計画の作成及び契約の締結に関する業務</u> <u>(ウ) 生活支援員の指導及び監督の業務</u> エ 生活支援員は、次の業務を行う。 <u>(ア) 専門員の指示を受けて、具体的援助を提供する業務</u> <u>(イ) 専門員が行う実態把握等についての補助的業務</u> オ 実施主体は、事業の実施に携わる職員の採用に当たっては、本事業の利用者である認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等に対する十分な理解のみならず、本人の意思を尊重し、その利益を代弁するという権利擁護に関する高い意識並びに本事業の実施に必要な知識及び技術を有している者の確保に努めること。 なお、専門員は、原則として高齢者や障害者等への援助経験のある社会福祉士、精神保健福祉士等であって一定の研修を受けた者であること。</p> <p><u>(2) 契約締結審査会</u></p> <p>ア 実施主体は、福祉サービス利用援助事業の契約の締結又は見直しの際に利用希望者の判断能力に疑義がある場合、その契約締結能力について、専門的な見地から審査し、確認することを目的として、契約締結審査会を設置するものとする。</p> <p>イ 契約締結審査会は、実施主体から審査又は助言を求められた場合、専門的見地から審査等を行い、意見を述べるものとする。</p> <p>ウ 契約締結審査会は、医療・法律・福祉の各分野の契約締結能力に係る専門的知識を有する者をもって構成するものとし、委員は実施主体の長が委嘱するものとする。</p>
-------------	---

(改正後)

(現行)

	<p>(3) 関係機関連絡会議</p> <p>実施主体は、本事業に関する理解の促進及び円滑な実施を目的として、関係機関で構成する関係機関連絡会議を定期的に開催するものとする。</p> <p>(4) その他</p> <p>本事業の実施内容は、生活保護受給者を含む地域の要援護者に対する自立・就労支援も想定されることから、福祉事務所等の関係機関との連携などに十分配慮すること。</p>
(別添1_1)	運営適正化委員会設置運営事業実施要領
(別添1_2)	地域福祉等推進特別支援事業実施要領
1 目的	1 目的
本事業は、地域社会における今日的課題の解決を目指す先駆的・試行的取組に対する支援を通じて、住民参加による地域づくりの一層の推進を図ることを目的とする。	本事業は、地域社会における今日的課題の解決を目指す先駆的・試行的取組、 <u>支援を必要とする人々に対する福祉活動を活性化する取組、生活不安定者に対する自立支援の取組</u> に対する支援を通じて、住民参加による地域づくりの一層の推進を図ることを目的とする。
2 事業内容	2 事業内容
地域福祉推進のための先駆的・試行的事業を実施するものとする。	(1) 地域福祉推進のための先駆的・試行的事業
(1) 地域福祉推進特別支援事業	ア 小地域福祉活動推進事業
ア 実施主体	(ア) 実施主体 (略)

(改正後)

(現行)

<p>実施主体は、都道府県、市区町村、社会福祉法人、N P O 法人、公益法人、その他厚生労働大臣が適當と認める団体とする。ただし、都道府県及び市区町村は、地域の実情に応じ、適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人等に事業の全部又は一部を委託することができる。</p> <p>イ 事業内容</p> <p>本事業の目的を推進する事業で、下記を事業内容として複数実施する事業</p> <p>(ア) 抜け漏れのない実態把握事業</p> <p>(イ) 生活課題検討・調整事業</p> <p>(ウ) 抜け漏れのない支援実施事業</p> <p>(エ) 地域支援活性化事業</p> <p>(オ) 住民参加型まちづくり普及啓発事業</p> <p>(カ) 熱中症の予防に資する事業</p> <p>(キ) 災害時要援護者の支援に関する事業</p> <p>(ク) その他の地域福祉活動を推進する事業</p> <p>(2) 社会福祉推進事業</p> <p>平成25年5月15日社援発0515第1号厚生労働省社会・援護局長通知の別添「社会福祉推進事業実施要領」に基づくものとする。</p> <p><u>(2) (削除)</u></p>	<p>(イ) 事業内容</p> <p>小地域において本事業の目的を推進する事業</p> <p>イ 広域福祉活動推進事業</p> <p>(ア) 実施主体 (略)</p> <p>(イ) 事業内容</p> <p>広域において本事業の目的を推進する事業</p> <p>ウ 社会福祉推進事業</p> <p>平成22年10月14日社援発1014第2号厚生労働省社会・援護局長通知の別添「社会福祉推進事業実施要領」に基づくものとする。</p> <p>(2) 地域福祉活動等を活性化する事業</p> <p>ア 地域において支援を必要とする人々に対する福祉活動を活性化する取組</p> <p>(ア) 実施主体</p> <p>実施主体は、市区町村（指定都市及び中核市を含む。）とする。</p>
--	--

(改正後)

(現行)

	<p>ただし、地域の実情に応じ、適切な事業運営が確保できると認められる社協等に事業の全部又は一部を委託することができる。</p> <p>(イ) 事業内容</p> <p>a 「拠り所」づくり事業 いきいきサロン活動やふれあい小地域活動等を実施するため、空き民家や商店街の空き店舗等を活用し活動拠点を整備する。</p> <p>b 専任の担当者の配置 地域づくりのコーディネーターとして、専任の担当者（以下「専任担当者」という。）を配置する。 この専任担当者は、フォーマルサービスとインフォーマルサービスの繋ぎ役であり、中学校区等の小地域において地域福祉活動の調整や、関係機関・関係者との調整会議を主宰する。また、住民及び関係者へ、活動の周知を図る等を行う。</p> <p>c 小地域ネットワーク活動の実施 地域住民の見守り・声かけ、サロン活動の実施、関係機関へつなぐ等、必要な支援活動の開発・発展、周知等を実施する。</p> <p>d 相談ネットワーク会議の開催 中学校区程度のエリアの各種相談担当者（地域包括支援センター、医師、弁護士、小地域ネットワーク代表等）の会議、支援困難ケースの検討、情報交換、顔なじみの関係を構築する会議を開催する。</p> <p>e ケース支援調整会議の開催 専任担当者が主宰し、支援担当者（自治会・町内会、民生委員・児童委員、ボランティア、N P O 法人等）による支援目標の共有と役割分担の明確化を行う会</p>
--	---

(改正後)

(現行)

議を開催する。

(ウ) 専任担当者の資格について

専任担当者は、原則として社会福祉士とする。

ただし、これに準ずる者として、市区町村社協の福祉活動専門員としての実務経験がある者、介護支援専門員としての実務経験がある者等相談援助業務の実務経験がある者のうち、市区町村が適当と認めた者をあてることができる。

イ 生活不安定者に対する自立支援の取組

(ア) 実施主体

実施主体は、市区町村（指定都市及び中核市を含む。）とする。

ただし、地域の実情に応じ、適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人等に事業の全部又は一部を委託することができる。

(イ) 事業内容

a 市区町村に自立支援相談員を配置する。

b 自立支援相談員は住民の相談に応じ、そのうち支援が必要な者に対し自立支援プランを策定する。この自立支援プランにより、関係機関との調整、連携、橋渡しを行うとともに継続的に支援を実施する。

(ウ) 自立支援相談員の資格について

自立支援相談員は、原則として社会福祉士とする。

ただし、これに準ずる者として、福祉事務所の現業員、地域包括支援センターの職員、介護支援専門員、市区町村社協の相談員等相談援助業務の実務経験がある者のうち、市区町村が適当と認めた者をあてることができる。

(改正後)

(現行)

<p><u>(3) (削除)</u></p>	<p>(3) 地域人材活用支援事業</p> <p>ア 実施主体</p> <p>実施主体は、都道府県又は市区町村とする。ただし、地域の実情に応じ、適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人等に事業の全部又は一部を委託することができる。</p> <p>イ 実施内容</p> <p>(ア) 地域の人材登録</p> <p>地域で社会貢献活動を行う意欲のある定年退職者等の潜在的な人材を発掘するため、広報活動や関係団体への依頼等を行い、貢献活動を希望する者（以下「貢献活動希望者」という。）の氏名、資格、職歴、特技、希望する支援活動や活動地域等のデータの登録を行い、支援者リストを作成する。</p> <p>(イ) 利用者の登録</p> <p>事業の趣旨を住民に周知し、貢献活動希望者による支援を希望する者を登録し、利用者リストを作成する。</p> <p>(ウ) コーディネーターの配置</p> <p>貢献活動希望者を支援活動に結びつけるコーディネーターを配置し、貢献活動希望者の派遣調整等を行う。</p> <p>(エ) コーディネーターの養成</p> <p>研修等の実施によりコーディネーターの養成を行う。</p> <p>ウ 留意事項</p> <p>(ア) 事業を実施するに当たっては、都道府県と市区町村において役割分担等の調整</p>
------------------------	---

(改正後)

(現行)

	<p>を行うこと。</p> <p>(イ) コーディネーターは、地域で福祉活動を行っている者等、地域の実情を把握している者とする。</p> <p>(ウ) 貢献活動希望者には、研修や資料の配付等を行い、円滑な支援が可能となるよう配慮すること。</p> <p>(エ) 支援内容に応じ、貢献活動希望者への実費等の支給や利用者からの利用料の徴収を行うことは差し支えない。</p> <p><u>(別添14) (削除)</u></p> <p><u>(別添14)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>安心生活創造事業実施要領</u></p> <p><u>1 趣旨</u></p> <p>本事業は、我が国の地域福祉を推進するため、地域バランスや地域の特性を考慮し選定された市区町村（地域福祉推進市町村）と国との協働により、地域福祉推進プログラムを実施し、地域福祉推進ネットワークの形成及び支援を行い、その効果の検証や、国及び市区町村間での意見交換、全国への先駆的取組の情報発信を行うものである。</p> <p><u>2 目的</u></p> <p>本事業は、一人暮らし世帯等への見守り及び買物支援（以下、「基礎支援」という。）を行うことにより、一人暮らし世帯等が、地域で安心して暮らせるための支援を行うことを目的とする。</p>
--	---

(改正後)

(現行)

	<p><u>3 実施主体</u></p> <p><u>実施主体は、市区町村とする。ただし、実施主体は、地域の実情に応じ、適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人等に事業の一部を委託できるものとする。</u></p> <p><u>4 事業内容</u></p> <p><u>実施主体は、次に掲げる事業を行うものとする。</u></p> <p><u>(1) 基本事業</u></p> <p>ア <u>基盤支援を必要とする人々とそのニーズを把握するための事業</u></p> <p>イ <u>基盤支援を必要とする人がもれなくカバーされる体制をつくるための事業</u></p> <p>ウ <u>本事業を支える安定的な地域の自主財源確保に取り組むための事業</u></p> <p><u>(2) 基本事業を推進するための取組</u></p> <p>ア <u>地域福祉に関する各種データの提供</u></p> <p>イ <u>地域住民への地域福祉活動に関する周知広報</u></p> <p>ウ <u>その他基本事業を円滑に実施するために必要な取組</u></p> <p>エ <u>これまで本事業に取り組んできた地域福祉推進市町村による先駆的取組の普及への協力</u></p> <p><u>5 事業実施にあたっての留意点</u></p> <p><u>本事業の実施にあたっては、地域福祉推進市町村の選定等、必要に応じて都道府県の協力を得て実施するものとする。</u></p>
--	--

(改正後)

(現行)

(別添13)

安心生活基盤構築事業実施要領

1 目的

住民参加による地域づくりを通じて、誰もが安心して生活できる地域基盤を構築していくことを目的とする事業。孤立防止のための地域の実態把握と支援、社会と繋がりを持ち地域への参加を促進するための居場所づくり、日常生活を円滑に営むための見守りやちょっととした困り事等の基本的な生活支援などを実施する。さらに、分野横断的な相談支援や権利擁護の推進等の住民生活に関わる福祉関連事業をあわせて総合的に実施する。また、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な者が地域において自立した生活が送れるようにするために、福祉サービスの利用援助事業、当該事業に従事する者の資質の向上のための事業並びに福祉サービス利用援助事業に関する普及及び啓発を行う事業を実施する。

2 実施主体

3 (1) の実施主体は都道府県又は市区町村とするが、都道府県が実施主体の場合、管内市区町村へ全部又は一部を委託することができるものとする。また、都道府県又は市区町村は、地域の実情に応じ、適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人等に事業の一部を委託できるものとする。

なお、市区町村が実施主体の場合、事業全体の統括は市区町村が行い、行政としての

(改正後)

(現行)

<p>役割（地域住民のニーズ把握の方針、地域福祉のコーディネーター支援（会議の実施支援等）、事業実施に必要な個人情報の取扱い規定の整備等）を担うものである。</p> <p>また、3（2）の事業については、都道府県社会福祉協議会又は指定都市社会福祉協議会とする。ただし、実施主体は、本事業の一部を次に掲げる者に委託できるものとする。</p> <p>（1）都道府県社会福祉協議会にあっては社会福祉法第109条第1項及び第2項に規定する社会福祉協議会、指定都市社会福祉協議会にあっては同条第2項に規定する社会福祉協議会</p> <p>（2）社会福祉法人</p> <p>（3）公益社団法人又は公益財団法人</p> <p>（4）実施主体が、適切な事業運営が確保できると認める一般社団法人又は一般財団法人</p> <p>（5）NPO法人</p> <p>（6）（1）から（5）までのほか、福祉サービス利用援助事業の対象者の当事者団体、家族会等で法人格を有するもの</p> <p>3 事業内容</p> <p>実施主体は次に掲げる事業を行うものとする。</p> <p>（1）安心生活創造推進事業</p> <p>安心生活の基盤を市区町村域全体に構築していくにあたり、まずは市区町村区域内のモデル的な地区等において実施するための事業として位置づける。</p> <p>なお、都道府県が実施主体となる場合、下記アの基本事業及びイの選択事業について、基本的に市区町村へ事業委託するが、広域的な観点から実施すること</p>	
--	--

(改正後)

(現行)

が効果的な事業（例えば県内を広域的に対象とした自主財源作り、住民参加を促す県民向けイベント、地域福祉のコーディネーター養成研修等）について実施するものとする。

ア 基本事業

下記（ア）～（カ）の事業については、安心した生活を送るための基礎的な事業として位置づけ、（ア）～（カ）までのいずれの事業についても必ず実施するものとする。ただし、（カ）の事業については、別途定める一定期間経過後に実施することを可能とする。

なお、これまで「安心生活創造事業」（本実施要綱の第10次改正（平成24年4月5日社援0405第3号）における別紙の3のエの事業）を実施した市区町村（以下「安心生活創造事業実施市区町村」という。）については、なお従前の実施要綱に基づき事業を行うことが出来るが、出来る限り本要領に基づく事業を実施すること。

（ア）抜け漏れのない実態把握事業

官民協働による見守り等を通じた、漏れのない地域住民の生活課題を把握する。

（イ）生活課題検討・調整事業

地域の社会資源を活用して、具体的にどのように支援していくのか、支援方針を検討・調整する個別の支援方策を検討する。支援困難な事例については、個別支援会議を実施する。

（ウ）抜け漏れのない支援実施事業

(改正後)

(現行)

暮らしの基本となる買い物支援等生活支援サービスやサロン等の居場所づくり等を、福祉として提供する側面だけではなく、社会との繋がりを認識できる場（社会参加の場）の提供も含めた双方向（状況によって支援を提供する側にもなり、支援を受ける側にもなる）の支援を、アの事業により把握された住民ニーズに基づき実施する。

（エ）地域支援活性化事業

（ア）から（カ）まで（本事業を除く）の事業を地域で円滑に実施していくため、地域福祉のコーディネーターを養成・配置し、小地域における支援の担い手と連携して支援を実施する。

（オ）住民参加型まちづくり普及啓発事業

地域における互助の気運を高め、住民参加による地域福祉計画の策定や支援の提供を進めるとともに、継続的な支援者を確保していくための事業を実施する。

（カ）自主財源確保事業

地域住民等の互助意識の醸成、事業所の社会貢献（CSR）の手段あるいは公費だけに寄らない事業の継続性を確保するため、寄付や物販等を通じて財源の一部を確保するための取組みを実施する。

イ 選択事業

アの基本事業を実施することを前提とした上で、下記の事業を地域の実情に応じて選択して実施する。なお、これらの事業について、

- 都道府県が実施主体となる場合は、複数の市区町村を跨る事業について実施すること

(改正後)

(現行)

- ・ 市区町村が実施主体の場合は、市区町村区域全体を対象として実施することも可能
- ・ 安心生活創造事業実施市区町村（平成21年度から平成23年度まで「安心生活創造事業」を実施した市区町村を含む）は、基本事業の実施を前提とせずに、選択事業を単独で実施することが可能
- ・ 既存の制度や補助事業において、対象経費となっている事業については、本事業の補助対象とはならないこと
に留意すること。

(ア) 福祉横断的相談支援事業

世帯における複合的な生活課題に対応するため、高齢・障害等の分野を横断した相談支援体制を構築する。

(イ) 福祉横断的包括的サービス提供事業

地域住民の実態把握や相談支援、サロン等の居場所提供、送迎等のサービスを多機能（訪問する、通う、泊まる等）で、高齢、障害等福祉分野を横断し、調整役（コーディネーター）のコーディネートの元に、一体的にサービス提供を行う拠点を設置する。

(ウ) 権利擁護推進センター等事業

成年後見制度や日常生活自立支援事業の対象となる者など権利擁護を必要とする者に対し、一体的・総合的な支援を実施するための拠点を設置する。また、判断能力の不十分な者への支援体制強化のための支援者の追加配置等を行う。

(エ) その他地域の実情に応じた事業

地域福祉の推進に資する地域特性に応じた先駆的事業を実施する。

(改正後)

(現行)

(2) 日常生活自立支援事業

ア 事業内容

実施主体は、次に掲げる事業（これらの事業を総称して「日常生活自立支援事業」という。）を行う。

- （ア）社会福祉法第81条の規定に基づき都道府県社協が行うこととされている福祉サービス利用援助事業（都道府県の区域内においてあまねく福祉サービス利用援助事業が実施されるために必要な事業を含む。以下同じ。）
- （イ）指定都市社協が行う福祉サービス利用援助事業（指定都市の区域内においてあまねく福祉サービス利用援助事業が実施されるために必要な事業を含む。以下同じ。）
- （ウ）社会福祉法第81条の規定に基づき都道府県社協が行うこととされているアの事業に従事する者の資質の向上のための事業
- （エ）指定都市社協が行う（イ）の事業に従事する者の資質の向上のための事業
- （オ）社会福祉法第81条の規定に基づき都道府県社協が行うこととされている（ア）の事業に関する普及及び啓発
- （カ）指定都市社協が行う（イ）の事業に関する普及及び啓発

イ 事業の実施内容

（ア）福祉サービス利用援助事業

本事業は、利用者との契約に基づき、認知症や精神障害等により日常生活を営むのに支障がある者に対し、福祉サービスの利用に関する相談に応じ、及び助言を行い、並びに福祉サービスの提供を受けるために必要な手続又は福祉サービス

(改正後)

(現行)

<p><u>の利用に要する費用の支払いに関する便宜を供与することその他の福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を一体的に行うものである。</u></p> <p>a <u>事業の対象者</u></p> <p><u>本事業の対象者は、次のいずれにも該当する者とする。</u></p> <p>(a) <u>判断能力が不十分な者（認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等であって、日常生活を営むのに必要なサービスを利用するための情報の入手、理解、判断、意思表示を本人のみでは適切に行うことが困難な者をいう。）であること。</u></p> <p>(b) <u>本事業の契約の内容について判断し得る能力を有していると認められる者であること。</u></p> <p>b <u>援助の内容</u></p> <p>(a) <u>本事業に基づく援助の内容は、次に掲げるものを基準とすること。</u></p> <p>i <u>福祉サービスの利用に関する援助</u></p> <p>ii <u>福祉サービスの利用に関する苦情解決制度の利用援助</u></p> <p>iii <u>住宅改造、居住家屋の賃借、日常生活上の消費契約及び住民票の届出等の行政手続に関する援助その他福祉サービスの適切な利用のために必要な一連の援助</u></p> <p>(b) (a) に伴う援助の内容は、次に掲げるものを基準とすること。</p> <p>i <u>預金の払い戻し、預金の解約、預金の預け入れの手續等利用者の日常生活費の管理（日常的金銭管理）</u></p> <p>ii <u>定期的な訪問による生活変化の察知</u></p> <p>(c) (a) 及び (b) に掲げる事項についての具体的な援助の方法は、原則として情報提供、助言、契約手続、利用手続等の同行又は代行によること。</p> <p>法律行為にかかる事務に関し、本事業の目的を達成するために、本人から</p>	
--	--

(改正後)

(現行)

代理権を授与された上で代理による援助を行う場合には、契約締結審査会に諮り、その意見を踏まえて慎重に対応すること。

c 契約の手続

本事業による援助は、要援護者本人等からの申請に基づき、次の手続を経た上で行うものとする。

なお、本事業は、初期相談の段階での対応が極めて重要であることから、要援護者本人はもとより、家族、介護支援専門員、民生委員、保健師、行政機関等からの連絡によるものも含め、多様な相談に対応できるよう必要な体制を確保すること。

また、実施主体が行う相談の過程で、本事業による援助が困難であると認められ、契約に至らない者、成年後見制度の対象と考えられる者等については、市町村及び関係機関への連絡、成年後見制度の利用の支援等適切な対応を行うよう努めること。

(a) 申請の受付と判断能力等の評価・判定

i 申請は実施主体に対して行うものとする。

ii 申請を受け付けた実施主体は、本人の意向を十分に尊重しつつ、かつ、家族、本人に関わりを持つ民生委員、介護支援専門員、ホームヘルパー等の協力を得て、希望する援助の内容、認知症又は障害の程度及び内容並びに判断能力の程度を把握するほか、必要に応じて本人の生活状況、経済状況等を把握するとともに、別に定める「契約締結判定ガイドライン」に基づき、本人が本事業の契約の内容について判断し得る能力の判定を行うこと。

iii 上記の判定に当たり疑惑が生じた場合には、契約締結審査会に諮り、その意見を踏まえて対応するものとする。

(改正後)

(現行)

<p>iv 実施主体は、本事業の対象者の要件に該当しないと判断した場合には、本人にその旨を通知するものとする。</p> <p>(b) 支援計画の作成</p> <p>i 実施主体は、本人が本事業の対象者の要件に該当すると判断した場合には、本人の意向を確認しつつ、イの（ア）のbに掲げる援助の内容のうち必要な事項、実施頻度等を記入した支援計画を作成すること。</p> <p>ii 支援計画は、本人の状況（必要となる援助の範囲及び判断能力の変化等を含む。）の確認を踏まえ、定期的に見直しを行うこと。</p> <p>(c) 契約の締結</p> <p>i 実施主体は、作成した支援計画が契約内容の一部となる旨を明らかにした上で、本人にその内容を十分説明し、その了解を得た上で契約を締結すること。 なお、イの（ア）のcの（b）により、支援計画の見直しを行ったときは、契約内容の一部変更となるので留意すること。</p> <p>ii 支援計画により行う援助の内容として、本人から代理権を授与された上で実施するものについては、本人にその旨を十分説明し、了解を得た上で、契約書に代理権の授与及びその範囲について具体的に明記すること。</p> <p>iii 契約しようとする内容と本人の判断能力との関係から見て、本人の契約締結能力につき疑義が生じた場合には、契約締結審査会に諮るものとする。 その結果、契約しようとする内容につき、見直しを求められた場合には、本人の了解を得てその内容を見直すものとする。</p> <p>iv 契約の締結に当たっては、本人の死亡等の事由により、契約を終了する際に預かり金等の引き渡し先が不明であること等により、混乱が生じないよう十分調整を行うよう努めること。</p>	
---	--

(改正後)

(現行)

また、実施した援助内容については、本人の意向を踏まえてあらかじめ定めた家族等に対し、定期的に報告を行うこと。

d 利用料

(a) 本事業におけるサービスの利用料は、原則として利用者が負担するものとする。

(b) 実施主体は、あらかじめ標準的利用料を定めるものとするが、個別の利用料は、利用者の事情を勘案して決定しても差し支えないものとする。なお、決定した利用料は、契約書に具体的に明記すること。

e 運営適正化委員会への定期的な報告等

実施主体は、社会福祉法第83条に基づき設置される運営適正化委員会に対し、イの（ア）に規定する事業の実施状況（契約締結審査会による審査を含む。）について定期的に報告するほか、当該実施状況に関して運営適正化委員会が行う調査に協力するとともに、運営適正化委員会から勧告を受けたときは、これを尊重すること。

f 利用者のプライバシーへの配慮

本事業の実施に携わる職員及び契約締結審査会の委員は、利用者のプライバシーの保護に十分配慮するとともに、業務上知り得た秘密を漏らしてはならないこと。
その職を退いた後も同様とする。

(イ) 福祉サービス利用援助事業に従事する者の資質向上のための事業実施主体は、ウの（ア）に掲げる専門員、生活支援員等本事業の実施のために配置する職員のほか、広く福祉サービス利用援助事業に従事する者の資質の向上を図るために、研修等必要な事業を実施すること。

(ウ) 福祉サービス利用援助事業の普及及び啓発
実施主体は、福祉サービス利用援助事業が周知され、福祉サービス利用援助事業の対象者を支援するNPO法人、団体等多様な団体が参画し、本事業が実施される

(改正後)

(現行)

<p><u>よう、普及及び啓発に努めること。</u></p> <p>ウ 事業の実施体制</p> <p>(ア) 職員</p> <p>a 実施主体は、本事業の適切な運営を確保するため、次に掲げる職員を配置するものとする。</p> <p>(a) 責任者</p> <p>(b) 事業の企画及び運営に携わる職員</p> <p>(c) 専門員</p> <p>(d) 生活支援員</p> <p>b 事業の企画及び運営に携わる職員は、次の業務を行う。</p> <p>(a) 相談業務</p> <p>(b) 契約締結審査会及び関係機関連絡会議の開催並びにこれらの組織及び運営適正化委員会に係る連絡調整に関する業務</p> <p>(c) 専門員の指導及び支援の業務</p> <p>(d) 研修、調査研究及び広報啓発の業務</p> <p>c 専門員は、次の業務を行う。</p> <p>(a) 申請者の実態把握及び本事業の対象者であることの確認業務</p> <p>(b) 支援計画の作成及び契約の締結に関する業務</p> <p>(c) 生活支援員の指導及び監督の業務</p> <p>d 生活支援員は、次の業務を行う。</p> <p>(a) 専門員の指示を受けて、具体的援助を提供する業務</p> <p>(b) 専門員が行う実態把握等についての補助的業務</p>	
--	--

(改正後)

(現行)

e 実施主体は、事業の実施に携わる職員の採用に当たっては、本事業の利用者である認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等に対する十分な理解のみならず、本人の意思を尊重し、その利益を代弁するという権利擁護に関する高い意識並びに本事業の実施に必要な知識及び技術を有している者の確保に努めること。

なお、専門員は、原則として高齢者や障害者等への援助経験のある社会福祉士、精神保健福祉士等であって一定の研修を受けた者であること。

(イ) 契約締結審査会

a 実施主体は、福祉サービス利用援助事業の契約の締結又は見直しの際に利用希望者の判断能力に疑義がある場合、その契約締結能力について、専門的な見地から審査し、確認することを目的として、契約締結審査会を設置するものとする。

b 契約締結審査会は、実施主体から審査又は助言を求められた場合、専門的見地から審査等を行い、意見を述べるものとする。

c 契約締結審査会は、医療・法律・福祉の各分野の契約締結能力に係る専門的知見を有する者をもって構成するものとし、委員は実施主体の長が委嘱するものとする。

(ウ) 関係機関連絡会議

実施主体は、本事業に関する理解の促進及び円滑な実施を目的として、関係機関で構成する関係機関連絡会議を定期的に開催するものとする。

(エ) その他

本事業の実施内容は、生活保護受給者を含む地域の要援護者に対する自立・就労支援も想定されることから、福祉事務所等の関係機関との連携などに十分配慮すること。

(改正後)

(現行)

<p><u>(別添1.4) 地域資源・人材育成支援事業実施要領</u></p> <p><u>1 目的</u></p> <p><u>地域におけるインフォーマル活動の機能強化を図るため、NPO等のインフォーマルな福祉の担い手や地域福祉のコーディネーター等の人材育成、活動の場に関する情報提供等を実施することにより、インフォーマルサービスの持続的な活動環境を整備する。</u></p> <p><u>また、今後の大規模災害に備え、災害時の支援の需要と供給をマッチングするコーディネーターの養成や、迅速な災害ボランティアセンターの設置・運営体制を構築するための平常時の連携体制の構築等を実施する。</u></p> <p><u>2 実施主体</u></p> <p><u>都道府県、市区町村のほか、社会福祉法人、NPO法人、公益法人その他厚生労働大臣が適当と認める団体とする。ただし、都道府県及び市区町村は、地域の実情に応じ、適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人等に事業の全部又は一部を委託することができる。</u></p> <p><u>3 事業内容</u></p> <p><u>下記①から④のいずれかの事業を実施するものとする。</u></p> <p><u>①人材育成事業</u></p> <p><u>地域のインフォーマルサービスの担い手やコーディネーターを養成するための研修を実施する。</u></p>	
---	--

(改正後)

(現行)

<p><u>②需給マッチング事業</u> <u>インフォーマルな扱い手情報と、地域の支援ニーズ情報のマッチングを実施する。</u></p> <p><u>③ネットワーク構築・普及啓発事業</u> <u>NPOやボランティアセンター等の横の連携関係を構築するため、ネットワーク会議や協働イベント等を実施する。また、ボランティア活動の底上げや、継続的な活動を推進するため、地域住民等を対象とした講座の開設（福祉教育の実施）やイベント等を実施する。</u></p> <p><u>④災害ボランティア活動支援事業</u> <u>大規模災害の発生等に備え、ボランティア等の人材養成、災害ボランティアセンターの設置運営体制の検討等を実施する。</u></p> <p>(別添15)</p> <p>ひきこもり対策推進事業実施要領</p> <p>第1 目的（略）</p> <p>第2 ひきこもり地域支援センター設置運営事業</p> <p>1 趣旨 本事業は、各都道府県・指定都市に、ひきこもりに特化した第1次相談窓口としての機能を有する「ひきこもり地域支援センター」（以下「センター」という）を整備し、より支援に結びつきやすくするものである。</p>	<p>(別添15)</p> <p>ひきこもり対策推進事業実施要領</p> <p>1 目的（略）</p>
--	---

(改正後)

(現行)

本センターに「ひきこもり支援コーディネーター」を配置し、ひきこもりの状態にある本人や家族からの電話、来所等による相談に応じ、適切な助言を行うとともに、家庭訪問を中心とするアウトリーチ型の支援を行うものである。また、地域における関係機関とのネットワークの構築や、ひきこもり対策にとって必要な情報を広く提供する役割を担うなど、ひきこもり本人の自立を推進し、対象者の福祉の増進を図ることを目的とする。

2 実施主体 (略)

3 事業内容 (略)

4 対象者 (略)

5 実施上の留意事項 (略)

2 実施主体 (略)

3 事業内容 (略)

4 対象者 (略)

5 実施上の留意事項 (略)

第3 ひきこもりサポーター養成研修・派遣事業

1 趣旨

本事業は、ひきこもり対策を推進するため、ピアサポートを含む「ひきこもりサポーター」(以下「サポーター」という)を養成・派遣し、地域に潜在するひきこもりを早期に発見し、適切な支援機関に早期につなぐことで、ひきこもりからの脱却の短期化を目指す。また、サポーターによる対象者へのきめ細やかで継続的な相談支援によって、ひきこもり本人の自立を推進し、対象者の福祉の増進を図ることを目的とする。

2 ひきこもりサポーター養成研修事業

(1) 実施主体

実施主体は、都道府県及び指定都市とする。

(改正後)

(現行)

ただし、事業に必要な設備を備え、適切な運営が確保できると認められる民間団体等（社会福祉法人、N P O 法人、家族会等）に、事業の全部又は一部を委託することができる。

（2）事業内容

事業の内容は、次に掲げるものとする。

ア 養成研修

実施主体は、ひきこもり本人や家族等に対するボランティア支援（ひきこもりからの回復者や家族等によるピアサポート活動を含む）に関心のある者を対象に、ひきこもりに関する基本的な知識（ひきこもりの概要、支援方法、支援上の注意点等）を修得させる「ひきこもりサポーター養成研修」を行う。

イ サポーター登録・名簿管理

研修修了者を対象に、サポーターとして活動することを同意した者を名簿に登録し、管理する。同意の確認は、署名（様式は各実施主体で作成）によることとする。

当該名簿は、「ひきこもりサポーター派遣事業」を実施する市町村（実施予定市町村も含む）へ提供し、派遣調整の際に活用する。

（3）実施上の留意事項

ア 秘密の保持（個人情報の取扱）

本事業の実施に携わる職員は、研修修了者のプライバシーの保持に十分配慮するとともに、業務上知り得た個人情報は、業務目的以外で他に漏らしてはならない

(改正後)

(現行)

い。

また、研修修了者にサポーターとして活動することの同意を得る際には、サポーターとして登録された者の個人情報が「ひきこもりサポーター派遣事業」を実施する市町村（実施予定市町村も含む）に提供される旨を十分説明した上で、同意の署名を得る。

イ 養成研修

養成研修の実施に当たっては、「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」（平成22年度厚生労働省公表）等を参考に、講義やグループワークの形式等を活用し、ひきこもり支援を効果的に学べるよう配慮すること。なお、必要に応じて継続研修を実施する等、修了者のスキルアップにも配慮する。

ウ 市町村との連携

サポーター名簿の管理につき、市町村との連携を図り、サポーターの派遣が円滑に行われるよう留意すること。

また、市町村から、サポーター派遣に当たっての技術的相談があった場合には、サポーターに継続研修を実施する等の他、市町村に技術的助言・指導を実施し、支援体制の充実を図る。

3 ひきこもりサポーター派遣事業

(1) 実施主体

実施主体は、市町村（特別区含む）とする。

ただし、事業に必要な設備を備え、適切な運営が確保できると認められる民間団

(改正後)

(現行)

体等（社会福祉法人、N P O 法人、家族会等）に、事業の全部又は一部を委託する
ことができる。

（2）事業内容

事業の内容は、次に掲げるものとする。

ア ひきこもりサポーター派遣

実施主体は、対象者が支援を希望した場合には、サポーターを選定し、サポーターによる訪問支援、情報の提供等の支援を継続的に実施する。派遣に当たっては、対象者及びサポーターに、派遣目的、活動計画、活動内容を明確にし、双方の同意を得る。

なお、対象者から派遣の中止及び終了の希望が示された場合には、速やかに中止及び終了する。

また、サポーターは地域に潜在するひきこもりの発見に努め、発見した場合には実施主体に相談し、必要な支援を実施する。

イ 名簿管理

実施主体（実施予定含む）は「ひきこもりサポーター養成研修事業」の実施主体からサポーター名簿の提供を受け、その管理を行う。

名簿の提供を受けた実施主体は、名簿に登録された者がひきこもりサポーターとして活動する意向があることを再度確認した上で、名簿を管理する。

ウ 派遣調整、助言及び指導

対象者がサポーターによる支援を希望した場合には、支援目的等を確認の上、

(改正後)

(現行)

センターを選定する。

センター派遣を開始した後は、センターからの報告を継続的に受け、センターに対して対象者への関わり方の助言及び指導を継続的に行い、本事業が適切に運用されるよう配慮する。また、必要であればセンターに継続研修を実施する等、適切な運用に配慮する。

(3) 実施上の留意事項

ア 養成研修の実施

市町村が本事業を実施する上で、当該都道府県で「ひきこもりセンター養成研修事業」が実施されていない場合は、当該市町村において養成研修を実施することも可能である。なお、実施に当たっては、事前に社会・援護局総務課に相談されたい。

イ 派遣時の同意

本事業では、対象者からの支援の希望を受けて派遣が開始されるが、派遣開始に当たっては、事前に対象者の同意を得た上で調整を開始することに留意する。

ウ 事故等への対応

派遣時の事故等につき、発生時の対応及び報告体制を整えておくことに留意する。

別添16、17 (略)

別添16、17 (略)

(改正後)

(現行)

(別添18)

生活困窮者自立促進支援モデル事業実施要領

第1 目的

本モデル事業は、「社会保障審議会生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会」報告書（平成25年1月25日）を踏まえ、生活困窮者が困窮状態から早期に脱却することを支援するため、本人の状態に応じた包括的かつ継続的な相談支援等を実施するとともに、地域における自立・就労支援等の体制を構築することにより、生活困窮者支援の制度化に寄与することを目的とする。

第2 実施主体

指定都市、中核市又は市区町村（広域連合、一部事務組合等を含む。また、町村については福祉事務所を設置している町村に限る。）及び都道府県とする。

なお、都道府県は、管内町村部（福祉事務所を設置している町村を除く。）において実施する場合、又は福祉事務所を設置している市区町村において支援体制を構築するために当該市町村と連携して実施する場合に限る。

ただし、実施主体が自ら実施するほか、第5の1の「自立相談支援事業モデル運営要領」に定める支援決定など実施主体となる自治体が行うべき事務を除き、事業の全部または一部を団体等（ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体等を除く。）に委託することができる。

第3 対象者

(改正後)

(現行)

生活困窮者であつて、実施主体において、第4の1から4までのいずれかの支援が必要であると認める者

第4 事業の種類

実施主体は、生活困窮者支援の制度化に向けた計画的な体制構築を主体的に行うため、庁内体制の整備を行うとともに、関係機関との協議の場を設け、地域における課題の抽出及び生活困窮者の自立・就労支援等に必要な支援体制の検討を行うとともに、以下の事業を実施する。

なお、事業の実施に当たっては、1の事業を必須とし、その他の事業については地域の実情に応じて実施する。

1 自立相談支援モデル事業

(1) 生活困窮者の自立に向けた相談支援

生活困窮者の相談に対応し、当該生活困窮者が抱える課題を把握するとともに、その置かれている状況や本人の意思を十分に確認することを通じて個々人の状態にあった支援計画の作成等を行い、2から4までの事業や「住宅支援給付事業」などの関係事業との連携を含めた支援を包括的に行う事業

(2) 福祉事務所やハローワーク、地域包括支援センター等の関係機関とのネットワークづくり、社会資源の開発

2 就労促進のための支援事業

(1) 就労意欲の喚起のため、生活習慣の確立、社会参加能力の形成、事業所の就労体験など、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を、計画的かつ一貫して支援する事業(就

(改正後)

(現行)

<p><u>労働準備支援モデル事業</u>)</p> <p>(2) 短期間の集中的な就労支援を行っても一般就労に就くことが困難な層に対し、支援付きの就労の機会を提供する就労訓練事業（いわゆる「中間的就労」）を行う事業者の育成支援を行う事業（「就労訓練事業の推進」モデル事業）</p> <p><u>3 家計相談支援モデル事業</u></p> <p>生活困窮者の家計の再建に向け、家計収支全体の改善を図る観点から、家計に関する相談に対応し、家計管理に関する指導、貸付けのあっせん等の支援を行う事業</p> <p><u>4 貧困の連鎖の防止のための学習支援その他地域の実情に応じた生活困窮者の自立の促進に資する事業</u></p> <p><u>第5 事業の運営</u></p> <p>第4の1から3に掲げる各事業の運営は次による。</p> <ol style="list-style-type: none">1 <u>自立相談支援モデル事業運営要領</u>（別紙1）2 <u>就労準備支援モデル事業運営要領</u>（別紙2）3 <u>「就労訓練事業の推進」モデル事業運営要領</u>（別紙3）4 <u>家計相談支援モデル事業運営要領</u>（別紙4） <p><u>第6 関係機関、関係事業との連携</u></p> <p>生活困窮者に対する支援は、本モデル事業に基づく支援のみならず、福祉事務所等の関係機関、関係事業との連携が重要であり、特に次に掲げる事業等との連携を確保すること。</p> <ol style="list-style-type: none">1 <u>住宅支援給付事業</u>	
--	--

(改正後)

(現行)

2 生活福祉資金貸付事業

3 ハローワークが実施する生活保護受給者等就労自立促進事業

4 地域若者サポートステーション

5 ホームレス等貧困・困窮者の「伴」再生事業 等

第7 情報提供

本事業は、生活困窮者支援の制度化に向けた取組みであることから、事業の支援効果について検証し、課題の把握を行うとともに、別に定めるところにより厚生労働省に情報提供を行うこととする。

第8 留意事項

本事業の実施に当たっては、効果的な支援の実施のため、個人情報の適切な管理に十分配慮した上で、関係者間での個人情報の共有に努めるとともに、事業の実施に携わる職員等が業務上知り得た情報を漏らすことのないよう、個人情報の厳格な取扱いについて職員等に周知徹底を図るなどの対策を講ずること。なお、事業を委託する場合は、その旨を委託先との契約において明確に定めること。

また、関係機関の間で情報共有を行うことについて支援対象者から支援開始時点等で同意を得ておくものとする。

(改正後)

(現行)

(別紙1)

自立相談支援モデル事業運営要領

1. 事業の目的

本事業は、以下の内容を目的とする生活困窮者の自立に向けた新たな相談支援の制度化に資するため、実施する。

(1) 現在、生活困窮者に対応する自治体の相談窓口は、生活保護法に規定する要保護者に対応する福祉事務所以外は十分に整備されていない状況等から、生活保護受給者以外の者への個別的な支援は制度的には行われていない。このため、生活保護に至る前の段階から支援を開始する体制を構築する。

(2) また、生活困窮者は、経済的な問題のみならず、精神的な問題、家庭の問題、健康上の問題など複合的な問題を抱え、それぞれの領域の問題が複雑に絡み合っている場合が多い。現状において、福祉の相談窓口としては、福祉事務所のほか、高齢者、障害者、ひきこもりなど分野別に設置されているが、こうした現行の体制では、複合的な課題への対応が必ずしも十分とはいえない状況である。

このような生活困窮者の自立支援を促進するため、複合的な課題に個別的・包括的・継続的に対応できる体制を構築する。

2. 事業の内容

自立相談支援モデル事業においては、概ね以下の業務を行う。

なお、当該相談支援は、実施主体が自ら行うほか、当該相談支援の趣旨を理解し、適切な実施が期待できる団体に運営を委託することができる。（以下、本運営要領及び別紙2から別紙

(改正後)

(現行)

4までにおいて「自立相談支援機関」という。)

(1) 谷間のない包括的な相談支援体制の構築

生活困窮者に対して広く相談を行うとともに、生活困窮者が抱える課題を全体として受け止め、その者の置かれている状況や本人の意思を十分に確認（以下「アセスメント」という。）した上で支援計画（以下「プラン」という。）を策定する。

また、必要な支援を総合調整し、それぞれの支援が始まった後も、それらの効果を評価・確認しながら、本人の自立までを包括的・継続的に支えていく（具体的な手順については下記4を参照されたい）。

(2) 関係機関のネットワークづくり、社会資源の開発

複合的な問題を抱える生活困窮者を早期に把握し、地域での見守り体制構築や関係機関のネットワークづくり、社会資源の開発を行う。

3. 自立相談支援機関の機能

自立相談支援機関には相談支援員を配置し、以下の事項に取り組むものとする。

(1) 生活困窮者が抱える多岐にわたる課題に対し広く相談対応すること

(2) ハローワーク等への同行訪問などの就労を支援すること

(3) 課題を解決する際に、本人を取り巻く地域の力を強化し、地域づくりを行っていくための社会資源の開発を行うこと

(4) 相談支援員の支援内容をチェックしアドバイスすること

4. 相談支援の手順

生活困窮者に対する相談支援は以下の手順で実施する。（別添「相談支援プロセスの概要」参照）

(改正後)

(現行)

(1) 生活困窮者の把握・相談受付

ア 生活困窮者の複合的な課題に包括的・一元的に対応する窓口を設置し、来所による相談を受け付ける。

また、生活困窮者の中には社会的に孤立している場合も多いことから、待ちの姿勢ではなく訪問支援を含めた対応を図る。この場合、まずは、地域や関係機関のネットワーク強化による把握に努め、加えて、必要に応じて訪問や声かけなどにより、生活困窮者の把握を行う。

イ 相談受付時には、相談者の課題を的確に把握し、自立相談支援機関による支援によるか、他制度の相談窓口等へのつなぎが適当かを判断する。（スクリーニング）

ウ スクリーニングの結果、他制度の相談窓口等へのつなぎが適当と判断された者には、本人の状況に応じて適切に他機関へとつなぐ。必要に応じて他機関への確認、フォローアップを行う。いわゆる「相談のたらい回し」とならないよう留意する。

(2) アセスメントとプランの策定

ア スクリーニングの結果、自立相談支援機関による支援が妥当と判断されるケースについては、改めて生活状況や課題を把握し、本人の意思を十分に勘案した上でプラン（案）を作成する。（アセスメント、プラン（案）策定）

イ アセスメントに当たって、本人の意思が明確でない場合については、本人から短期間に得られる情報のみによることなく、本人と信頼関係を構築することが重要であり、そうした信頼関係の中で自立への動機付けを図る。なお、必要に応じて暫定的な支援（緊急小口資金貸付、シェルター等）を適宜提供する。こうしたケースでは、一定の期間（数ヶ月程度）の相談対応を行う中で、アセスメントを並行して行うこととする。

ウ プランの内容は、次の（ア）から（オ）の事業等に基づく支援のほか、（カ）から（ケ）をはじめとする公的な事業の活用及びインフォーマルな支援が想定される。

(改正後)

(現行)

<p>(ア) <u>自立相談支援機関の相談支援員による就労支援（就労意欲の喚起、履歴書の書き方や面接の受け方指導、ハローワークや地方自治体独自で実施している職業紹介事業への同行訪問などの支援）</u></p> <p>(イ) <u>就労準備支援モデル事業</u></p> <p>(ウ) <u>就労訓練事業（いわゆる「中間的就労」）</u></p> <p>(エ) <u>住宅支援給付事業</u></p> <p>(オ) <u>家計相談支援モデル事業</u></p> <p>(カ) <u>生活福祉資金貸付事業</u></p> <p>(キ) <u>ハローワークが実施する生活保護受給者等就労自立促進事業</u></p> <p>(ク) <u>地域若者サポートステーションで実施している事業</u></p> <p>(ケ) <u>ホームレス等貧困・困窮者の「糸」再生事業</u></p> <p>エ <u>プラン（案）を検討するため、自立相談支援機関が中心となって、地方自治体、社会福祉協議会、社会福祉法人、サービス提供事業者等の関係機関の担当者が参加する支援内容を調整する会議（以下「支援調整会議」という。）を設置し、プラン（案）が適切なものであるか確認を行う。</u></p> <p>オ <u>支援調整会議においては、支援内容の確認のほか、支援に当たっての関係機関の役割についての調整を行う。</u></p> <p>カ <u>実施主体は、支援調整会議においてプラン（案）が了承されれば、それを基に支援決定を行う。</u></p> <p>キ <u>自立相談支援機関は、実施主体の支援決定を受けたプランに基づき、具体的な支援サービスの提供等を行う。</u></p> <p>(3) 支援の実施、評価</p> <p>ア <u>プランに基づき、自立相談支援機関自ら支援を実施するほか、サービス提供事業者等の</u></p>	
---	--

(改正後)

(現行)

<p><u>支援機関から適切な支援を受けられるよう本人との関係形成や動機付けの促しをサポートする。</u></p> <p><u>イ 支援機関による支援が始まった後も支援機関との連携・調整はもとより、必要に応じて本人の状態等を随時把握する。</u></p> <p><u>ウ 定期的な評価は、以下の状況を整理し、概ね3ヶ月、6ヶ月、1年など本人の状況に応じて、支援調整会議において行う。</u></p> <p><u>(ア) 目標の達成状況</u></p> <p><u>(イ) 現在の状況と残された課題</u></p> <p><u>(ウ) プランの終結・継続に関する本人の希望・支援員の意見等</u></p> <p><u>エ 評価の結果、支援の終結と判断された場合は、他機関へのつなぎや地域の見守りなどの必要性を検討し、必要に応じてフォローアップを行う。特に、短期間の就労経験しかない者などについては、定期的なフォローアップが望ましい。</u></p> <p><u>オ 評価の結果、プランを見直して、支援を継続する必要があると判断された場合は、改めてアセスメントの上、プランを策定する。</u></p> <p><u>5. 関係機関のネットワークづくり、社会資源の開発</u></p> <p><u>生活困窮者の自立に向け、包括的な支援が提供されるよう、自立相談支援機関が中心となって、支援調整会議その他の既存の合議体も活用して協議の場を設ける。また、効率的かつ効果的に生活困窮者を早期把握し、チーム支援を行うためには、関係機関との連携が重要であり、このためのネットワークづくりを一層進め、その活用を図る必要がある。</u></p> <p><u>また、自立相談支援機関が自ら又は当該協議の場、関係機関とのネットワークを通じ、生活困窮者の支援に関する社会資源の開発を行う。</u></p>	
--	--

(改正後)

(現行)

6. 留意事項

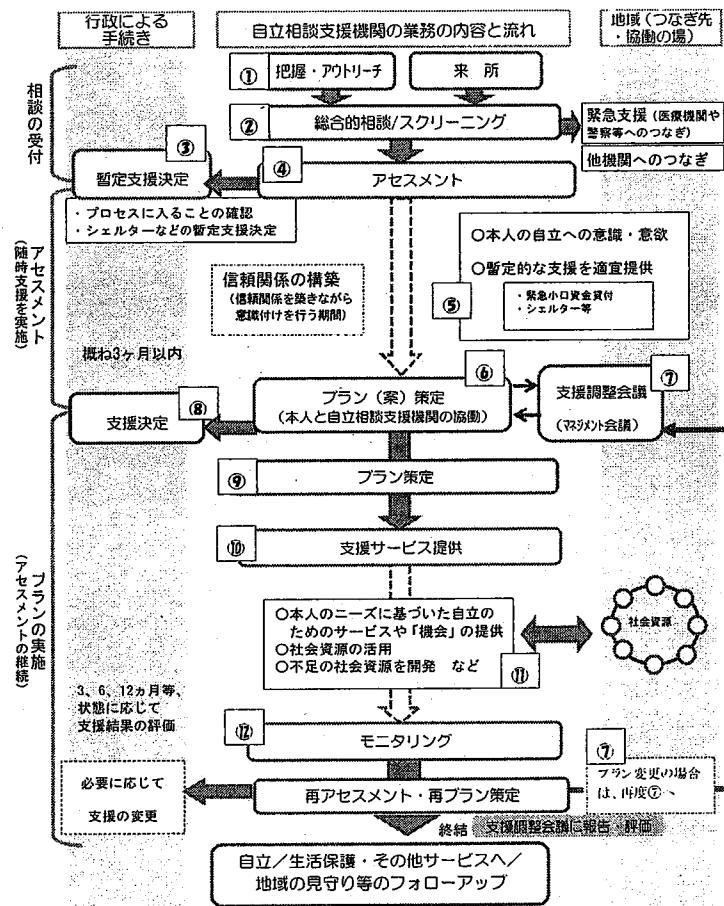
- (1) 相談支援に当たっては、別に定めるスクリーニング様式、アセスメント様式及びプラン様式を使用することとし、支援を行う者ごとに支援台帳を作成すること。
- (2) 福祉事務所の生活保護ケース診断会議において、自立相談支援機関による支援が適当と判断されたケースについては、福祉事務所のケースワーカーと十分に連携を図り、効果的な支援を実施すること。
- (3) 福祉事務所を設置していない町村の共同設置による自立相談支援機関は、十分に都道府県の関係福祉事務所と連携を図りながら実施すること。
- (4) 個人情報の保護に十分留意すること。

(改正後)

(現行)

(別添)

相談支援プロセスの概要



(改正後)

(現行)

(別紙2)

就労準備支援モデル事業運営要領

1. 事業の目的

生活困窮者の中には、長期失業者であって、生活習慣等に問題があり、直ちにハローワークを利用した求職活動を行うことが困難な者や就労経験がなく、求職活動のためのノウハウもないため、まずは社会参加・職場体験を通じた訓練を受けることが必要な者など、直ちに一般就労に就くことが難しい者がいる。これらの者が一般就労に就くためには、就労意欲の喚起やその前提となる動機付けも行いつつ、一般就労に向けた基礎能力の形成など、当該生活困窮者の状態に応じたいくつの段階を設けることが必要である。このため、生活困窮者の一般就労に向けた一貫した自立支援を実施する。

2. 事業の運営主体

「生活困窮者自立促進支援モデル事業」を実施する地方自治体が直接行う。ただし、社会福祉法人、特定非営利活動法人（NPO）、社団法人・財団法人、営利法人等へ委託することができる。

3. 事業の対象者

自立相談支援モデル事業における支援計画に基づき、就労準備支援を受けることが適当と判断された生活困窮者

4. 事業の内容

(改正後)

(現行)

就労準備支援モデル事業においては、対象者となる生活困窮者の状態に応じて、以下の支援を個人又は複数人に対して行う。

(1) 生活自立支援訓練

社会参加に必要な生活習慣の形成や回復のため、定時に起床・出勤する習慣付けを行い、また、短時間の軽微な業務を通じた挨拶や言葉遣いなどの訓練を行い、自らの健康・生活管理を行う意識の醸成を行う。

(2) 社会自立支援訓練

就労の前段階として、社会的なつながりの重要性の認識と就労意欲の喚起を図るため、訓練を受けている者同士が協力して業務を行うことやボランティア活動への参加などの訓練を行い、社会参加能力の習得を目指す。

(3) 就労自立支援訓練

継続的な就労経験の場を提供し、一般就労に向けた技法や知識の取得及びハローワークの利用法や面接の対応法などの訓練を行い、就労に向けた自覚を喚起させ求職活動に向けた準備を目指す。

5. 支援の実施期間

対象者の状態に応じ、概ね6ヶ月～1年の期間を設定する。

6. 就労準備支援担当者の配置

就労準備支援モデル事業を行う事業所は就労準備支援担当者を1名以上配置し（兼務可）、対象者の就労支援に関する以下の業務を担当する。

- (1) 生活自立支援訓練から就労自立支援訓練に至る個人ごとの支援プログラムの作成
- (2) 支援プログラムの達成状況の把握、助言指導

(改正後)

(現行)

<p>(3) 一般就労に向けた相談支援</p> <p>(4) 自立相談支援機関との連絡や支援調整会議への参加</p> <p>(5) 生活支援、健康管理の指導 等</p> <p><u>なお、就労準備支援担当者は、生活困窮者の就労支援という業務内容を考慮し、人事・労務管理やキャリア・コンサルティング等について一定の知識を有する者であることが望ましい。</u></p>
<p><u>7. 留意事項</u></p> <p>(1) 就労準備支援の開始後においても、支援プログラムの達成状況について自立相談支援機関と情報を常に共有するとともに、自立相談支援機関の定期的なアセスメントに応じた支援を行うこと。</p> <p>(2) 就労準備支援に当たっての支援プログラムは別に定める様式を使用し、適切に管理すること。</p> <p>(3) 就労準備支援の終了は、支援プログラムの達成状況等を踏まえ、自立相談支援機関でのアセスメントに基づき決定すること。また、自立相談支援機関の支援計画に基づき、一定期間の事後的支援も実施すること。</p> <p>(4) 対象者の状況に応じ、就労自立支援訓練を受けながら、自立相談支援機関と連携し一般就労に向けた就職活動を行うことが望ましい。</p> <p>(5) 就労準備支援の運営主体や実施場所は、モデル事業実施自治体や自立相談支援機関との連携等の観点から、モデル事業実施自治体の管内であることが望ましい。管内に適切な事業者がいない場合等は、委託先事業所及び訓練の実施場所については、同一都道府県内あるいは隣接市町村までとする。</p>

(改正後)

(現行)

(別紙3)

「就労訓練事業の推進」モデル事業運営要領

1. 事業の目的

生活困窮者の中には、直ちに一般就労を求めることが難しい者もおり、段階的に一般就労に向けた支援付きの訓練の場が必要である。

このような就労訓練事業（いわゆる「中間的就労」）は担い手となる社会福祉法人、特定非営利活動法人（NPO）、社団法人・財団法人、営利法人等（以下「法人等」という。）の自主事業として実施することとしている。

自治体においては、就労訓練事業の育成支援を行い、生活困窮者の就労支援の多様化を図る。

2. 対象事業

就労訓練事業の推進のために地方自治体の行う次に掲げる事業。

- (1) 担い手となる法人等への「就労訓練事業」に関する啓発・研修等の実施
- (2) 地域における「就労訓練事業」のあり方の調査研究、協議会の実施
- (3) 「就労訓練事業」を行う法人等への立上げ支援（法人等の支援職員の研修、就労訓練事業の受入に当たっての初度設備費）
- (4) その他「就労訓練事業」の推進に資する事業

3. 対象事業の運営主体

2の各号に掲げる事業について、「生活困窮者自立促進支援モデル事業」を実施する地方自治体が直接行う。ただし、社会福祉法人、特定非営利活動法人（NPO）、社団・財団法人、営利

(改正後)

(現行)

法人等へ委託することができる。

4. 就労訓練事業の内容

(1) 対象者

自立相談支援機関の作成した支援計画に基づき、就労訓練事業を受けることが適當と判断された生活困窮者。

具体的には、就労準備支援モデル事業の利用を経ても、一般就労に就くことができない者や社会参加の場として利用することが適當な者などが対象となる。

(2) 支援の内容

就労訓練事業を行う事業者（以下「就労訓練事業者」という。）は、自立相談支援機関からの支援計画に基づいて受け入れた対象者について、軽易な作業等の機会を提供し、一般就労に向けた支援を行う。

支援は、個人ごとの就労支援プログラムを作成し、当該プログラムに沿って就労支援担当者の指導のもとに行う。

(3) 支援の実施期間

支援は原則として2年以内とする。また、概ね6ヶ月ごとに、自立相談支援機関と十分に協議し、支援プログラムの達成状況や本人の意向や状態等に応じて支援の内容等を見直すものとする。

(4) 就労支援担当者の配置

就労訓練事業者は、就労支援担当者を1名以上配置（兼務可）し、対象者の就労支援に関する業務を担当する。

(5) ガイドラインの策定

就労訓練事業における支援の具体的な内容、対象者の労働者性の有無に関する留意事項

(改正後)

(現行)

など事業実施の詳細については、別に定めるガイドラインに沿った事業実施を行うこと。

5. 留意事項

- (1) 就労訓練事業の実施に当たっては、4の(5)のガイドラインに基づき実施することとし、各自治体においては、法人等が当該ガイドラインに沿った事業運営が行われるよう助言願いたい。
- (2) 就労訓練事業については、今後、法制化を検討しており、本モデル事業において実施したことによって、法制度における認定等の行為が行われたこととなるものである。
- (3) 就労訓練事業者及びその実施場所は、モデル事業実施自治体や自立相談支援機関との連携等の観点から、モデル事業実施自治体の管内であることが望ましい。管内に適切な事業者がいない場合等は、同一都道府県内あるいは隣接市町村までとする。

(改正後)

(現行)

(別紙4)

家計相談支援モデル事業運営要領

1. 事業の目的

生活困窮者の家計の再生を図るために、金銭給付や貸付といった一時的にその経済困窮状態の解消を図るのみでは十分でない場合も多く、むしろ、家計収支全体の改善等を図る観点から、家計等に関するきめ細かな相談支援（家計相談支援）を強化し、これに併せて必要に応じ貸付につなげていく仕組みが必要である。

本事業は、相談者自身の家計を管理する力を高めるとともに、必要に応じてより円滑に貸付を受けられるよう、貸付のあっせんを行うなど、生活困窮者の家計の再生を図るための家計相談支援の制度化に資するため、実施する。

2. 事業の運営主体

「生活困窮者自立促進支援モデル事業」を実施する地方自治体が直接行う。ただし、生活福祉資金貸付事業を実施する都道府県社会福祉協議会や市町村社会福祉協議会、貸付事業を行う消費生活協同組合などの貸付機関、及び自立相談支援機関その他生活困窮者を支援するのに適当な団体にその運営を委託することができる。

3. 事業の対象者

生活に困窮し、あるいは失業や多重・過剰債務等により、家計収支のバランスが崩れ、家計収支の改善や家計を管理する能力を高める支援を受けることが適当と判断される者

(改正後)

(現行)

<p><u>4. 事業の内容</u></p> <p><u>家計相談支援は、生活困窮者の家計の再生を図りつつ、生活全般にわたる自立を支援するため、以下の手順で実施する。</u></p> <p><u>(1) 相談の受付・課題の把握</u></p> <p>ア <u>本人からの相談のほか、自立相談支援機関や貸付機関等からの依頼等により、相談を受け付ける。自立相談支援機関や貸付機関等と連携し、相談者の利便性を考慮して行う。</u></p> <p>イ <u>相談により、家計及び債務の状況や相談に至った経緯を把握する。</u></p> <p>ウ <u>家計が崩れた原因や家計再生の可能性を分析し、自立相談支援機関と調整の上、自立相談支援機関での支援計画の策定の必要性及び他機関との連携の必要性について判断する。</u></p> <p><u>(2) 家計支援計画の策定</u></p> <p>ア <u>家計表の作成に基づき、家計収支の改善や家計管理能力の向上等を図るため、具体的な家計支援計画を策定する。</u></p> <p>イ <u>必要に応じて、債務整理や成年後見制度等を実施する支援機関、社会保障制度や公租公課に関する給付・減免等の制度窓口を紹介し、又はこれら機関との情報共有・調整を行う。</u></p> <p>ウ <u>家計の再生に当たって、貸付が必要と判断される場合は、貸付機関をあっせんする。その際、可能な限り相談者の状況に応じた貸付金額、償還計画等について貸付機関と調整を行う。</u></p> <p><u>(3) 支援の実施、評価</u></p> <p>ア <u>家計支援計画に基づき、家計収支の改善、家計管理の継続的な指導や相談者からの相談への対応を行う。</u></p> <p>イ <u>必要に応じ、債務整理等を実施する機関、社会保障制度や公租公課に関する給付・減免等の窓口、貸付機関に同行するなど、関係機関による適切な支援を受けられるよう支援する。</u></p>	
--	--

(改正後)

(現行)

ウ 相談者の状況に応じて、定期的に生活状況や家計管理の状況を把握し、必要に応じて家計支援計画の見直しを行う。

5. 支援の終了

家計相談支援の終了については、家計支援計画を評価の上、相談者の家計管理能力や債務があればその償還状況等を勘案して個別に判断すべきである。その目安は、以下の点について評価を行い判断すること。

なお、支援の終了に当たっては、自立相談支援機関と調整の上、判断すること。

- (1) 相談者の家計状況が改善し、自立した生活が見込まれること。
- (2) 相談者が家計管理の重要性を認識していること。
- (3) 相談者が収入に応じた家計の範囲を理解し、支出品目の優先順位を付けることができていること。
- (4) 相談者が今後2年から3年程度の家計の見通しをもつことができていること。

6. 家計相談支援員について

家計相談支援を行う支援員は、次のいずれかに該当する者が望ましい。

- (1) ファイナンシャルプランナーの資格を有する者
- (2) 消費生活専門相談員、消費生活アドバイザー又は消費生活コンサルタントの資格を有する者
- (3) 金融機関に勤務経験を有する者
- (4) 社会福祉士の資格を有する者
- (5) その他(1)～(4)までに掲げる者と同等の能力を有するもの

(改正後)

(現行)

7. 家計相談支援と自立相談支援機関等との連携について

家計相談支援モデル事業と自立相談支援機関等との連携については、家計相談支援モデル事業の委託先や家計相談支援員の配置先などの類型ごとに以下の例に応じて、円滑な連携を検討されたい。

(1) 自立相談支援機関が家計相談支援モデル事業を行う場合

ア 家計相談支援員は貸付機関と十分な連携が図れるよう、貸付制度についての理解と貸付機関の担当者とのネットワークを構築する。

イ その際、貸付機関が、自立相談支援機関及び家計相談支援モデル事業の支援内容を理解し、貸付相談者のうち、当該支援が必要な者は適切に自立相談支援機関の窓口につなぐよう理解を深める。

(2) 貸付機関が家計相談支援モデル事業を行う場合

ア 自立相談支援機関によるアセスメントが必要と考えられる者については、相談支援機関への連絡・情報共有を図り、自立相談支援機関で支援の必要性を判断し、それに基づき支援を行う。

イ 自立相談支援機関との連携の充実を図るために、家計相談支援員を自立相談支援機関の窓口に常駐あるいは曜日単位での勤務とするなどの対応を検討する。

(3) 自立相談支援機関及び貸付機関以外の者が家計相談支援モデル事業を行う場合

ア 相談者の状況に応じて、自立相談支援機関及び貸付機関と迅速に連携できる体制を構築しておく。

イ 自立相談支援機関との連携の充実を図るために、家計相談支援員を自立相談支援機関の窓口に常駐あるいは曜日単位での勤務とするなどの対応を検討する。

8. 留意事項

(改正後)

(現行)

(1) 家計相談支援の実施に当たっては、自立相談支援機関と連携し、自立相談支援機関において生活全般に渡る総合的なアセスメント・支援計画作成を行い、これに基づき、支援が行われるよう検討すること。

ただし、緊急的な対応が必要な場合などには、家計相談支援を先行して提供することは差し支えない。なお、その場合であっても、速やかに自立相談支援機関と情報を共有し、就労支援その他の支援を自立相談支援機関が行えるよう検討すること。

(2) 家計相談支援の開始後においても、家計支援計画の達成状況について、自立相談支援機関と常に情報を共有するとともに、自立相談支援機関の定期的なアセスメントに応じた支援を行うこと。

(3) 4の(2)ウの貸付機関については、生活福祉資金貸付事業を行う都道府県社会福祉協議会のほか、母子寡婦福祉資金等の公的貸付制度と連携することが考えられる。これらの公的貸付制度は、市町村民税非課税世帯を対象とするなど対象者が限定されていることから、これらの対象にはならない者が貸付けを受けることができるよう、公的貸付制度に加え、貸付事業を行う消費生活協同組合や貸付機関とも連携して行うことが望ましい。

(改正後)

(現行)

(別添 <u>19</u>)～(別添 <u>21</u>) (略) (別添 <u>22</u>) 中国残留邦人等への地域生活支援プログラム事業実施要領 1 目的 (略) 2 実施主体 (略) 3 個別支援メニューの例 (1) (略) (2) 地域のネットワークを活用した支援 ア (略)。 イ (略) ウ 就労に役立つ資格取得支援 就労に役立つ資格取得を希望する者に対し、個々人の希望に添った資格取得のための各種学校法人等を紹介し、入学金、学費及び資格試験受験料を援助する。 (3) (略) (4) その他 ア 生活保護受給者等の就労による自立促進 生活保護受給者であって就労による自立を目指す者に対し、公共職業安定所と福	(別添 <u>18</u>)～(別添 <u>20</u>) (略) (別添 <u>21</u>) 中国残留邦人等への地域生活支援プログラム事業実施要領 1 目的 (略) 2 実施主体 (略) 3 個別支援メニューの例 (1) (略) (2) 地域のネットワークを活用した支援 ア (略)。 イ (略) ウ 地域での就労支援 <u>(ア) 生活保護受給者等就労支援事業の活用</u> 就労による自立を目指す者に対し、公共職業安定所と福祉事務所等とが連携し、個々の対象者の状況、ニーズ等に応じた就労支援を行う。 <u>(イ) 就労に役立つ資格取得支援</u> 就労に役立つ資格取得を希望する者に対し、個々人の希望に添った資格取得のための各種学校法人等を紹介し、入学金、学費及び資格試験受験料を援助する。 (3) (略) (1) その他 その他、実施主体が中国残留邦人等のニーズに応じ、独自に実施する支援事業を援助する。
---	---

(改正後)

(現行)

祉事務所等とが連携し、個々の対象者の態様、ニーズ等に応じた就労支援を行う。

イ その他、実施主体が中国残留邦人等のニーズに応じ、独自に実施する支援事業を
援助する。

4 (略)

(別添2_3) 省略

4 (略)

(別添2_2) 省略